

原子力発電所で被曝した長尾光明さんの

「多発性骨髄腫」労災認定を求める全国署名に取り組みましょう。

地元・阪神地域を中心に署名を広めよう

長尾光明さん（大阪市西淀川区在住）は福島第一原発2・3号炉をはじめ、浜岡原発1・2号炉、新型転換炉ふげんなどで現場監督や配管工事の仕事をし、4年3ヶ月間に70ミリベールを被曝しました。離職17年後に多発性骨髄腫を発症し、2003年1月に福島県富岡労基署に労災申請し受理されました。

多発性骨髄腫は白血病類縁性の血液のガンですが、労災認定基準には例示されていません。現在、厚生労働省は個別事例として検討中で、長尾さんは申請から既に10ヶ月以上も待たされてきました。

原発・核燃料サイクルはこれまでに約30万人の被曝労働者を生み出してきました。労働者の被曝は切り捨てられ、労働者は放置され、被害は闇に葬られています。これまでに5件の白血病が労災認定されているにすぎません（裏面の表）。長尾さんの多発

性骨髄腫を労災認定させることは原発労災認定制度に風穴を開けるという大きな意義を持っているのです。長尾さんは、「原発で多くの労働者が被曝している。私の後に続いてほしい。そのためにも勝たなくては」と語っています。

私たちは長尾さんの地元で「長尾さんの原発被曝の労災認定を求める阪神地域の集い」を持ち、「厚生労働省は長尾さんの多発性骨髄腫を労災認定せよ」の声を結集して厚生労働省に働きかけてきました。厚生労働省が選んだ専門家による検討会が既に2回開かれるなど、運動は大きな山場にさしかかっています。長尾光明さんの労災認定をかちとる会の呼びかけですすでに全国署名が始まっています。これまでの取り組みを基礎に、阪神地域を中心にこの署名を広めていきましょう。

被曝労働者の労災認定基準（基発810号）の白血病の認定基準を準用せよ

長尾さんの被曝線量は、白血病の労災認定基準の3倍以上

白血病労災認定基準	21ミリベール（4年3ヶ月×年5ミリベール）
長尾さんの被曝線量	70ミリベール

多発性骨髄腫は白血病類縁性の疾病であり、その労災認定基準は白血病に準ずるべきです。現行の労災認定基準（基発810号：1976年11月8日の労働省通達）では、白血病の場合5ミリベール×従事年数の被曝線量をもって相当因果関係があるとされています。

5ミリベールはこの基準が作られた当時の公衆の1年間の被曝線量限度であり、労働者の保護を目的に

放射線被曝労働者の労災補償を行うためにこの白血病の労災認定基準は重要な意味を持っています。

したがって、長尾さんの多発性骨髄腫を現行の白血病労災認定基準で認定させることは労働者保護を貫かせるために重要です。（ただし、現在の公衆の被曝限度は1ミリベールであり、27年前の基準は現在ではもっと低く設定し直されるべきです。）

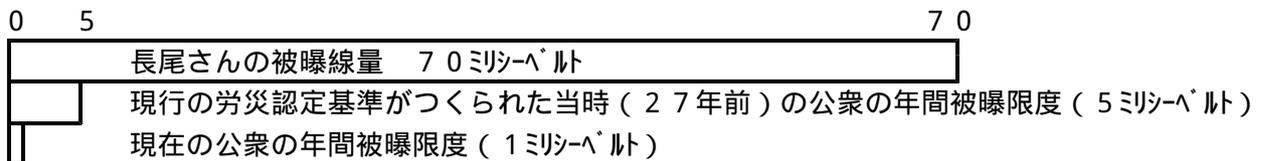


図1 長尾さんの被曝線量70ミリベールと公衆の被曝限度

長尾さんの被曝線量は、基発810号の白血病認定基準の3倍以上に達しています。この被曝線量域で

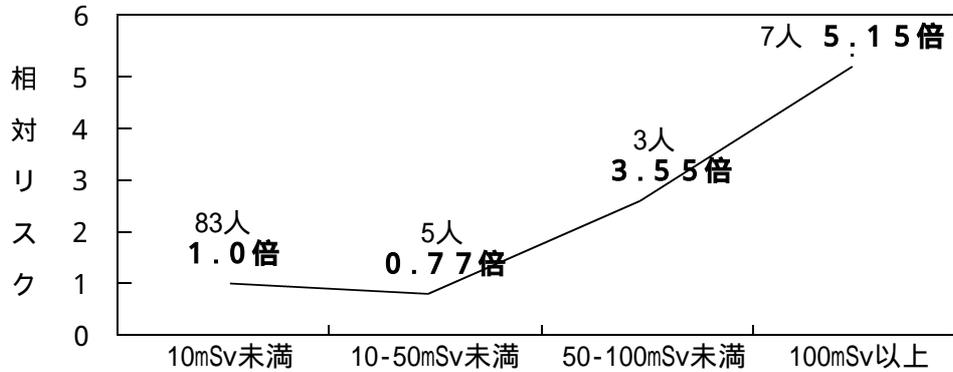
は多発性骨髄腫が増加することが多数の疫学調査で統計的に有意に認められています。（裏面に続く）

阪神地域の集い（ヒバク反対キャンペーン、原発の危険性を考える宝塚の会、環境と原発を考える会・神戸さよならウラン連絡会） 連絡先：〒666-0115 川西市向陽台1-2-15 建部暹 Tel & Fax 072-792-4628

国内外の疫学調査で統計的に認められている多発性骨髄腫の放射線起因性 多発性骨髄腫は米エネルギー省被曝労働者、風下住民の補償対象

アメリカの核関連施設労働者の職業病補償問題に関するクリントン・ゴア調書と関連する疫学調査(米国4施設の調査)、米・英・カナダ3ヶ国調査、日本の疫学調査などで、多発性骨髄腫の放射線起因性が認められています。例えば米国のハンフォードなど

4施設の調査結果では、累積被曝線量が多くなるにつれ、被曝労働者群の死亡率が対照群の死亡率に比べて高くなっています。相対リスクは、10ミリシーベルト未満で1.0倍、50~100ミリシーベルト未満では3.6倍、100ミリシーベルト以上では5.2倍となっています。



図中の人数は4施設で多発性骨髄腫により死亡した98人のうちわけ

図2 放射線被曝による多発性骨髄腫の増加(米国のハンフォードなど4施設の調査結果)

多発性骨髄腫は、アメリカではすでに、エネルギー省労働者の職業病補償(2001年7月から実施)や核実験場風下住民・核実験従事兵士の補償の対象疾病となっています。

また日本の被曝労働者の疫学調査でも、海外の調査に比べ7年という短い調査期間ながらも、被曝と

の関係があるという結果が出ています。この調査を委託した科技庁(現文部科学省)は、例数が少ないので科学的データとしての結論は出せないという見解に立っています。厚生労働省は労働者保護の立場に立ち、多発性骨髄腫を労災認定の対象とするべきです。

原発被曝労働者の労災申請は臨界事故を含め14件、認定は8件のみ

表1 原発・核燃料施設労働者の労災補償申請・認定状況(「脱原発情報」52号より作成)

申請日/決定日	結果	疾病名	期間、被曝線量	労基局	施設名	備考
75.3.19 / 75.10.9	不支給	皮膚炎		敦賀	原電敦賀	配管加工・岩佐嘉寿幸さん
82.5.31 /	不支給	白血病性悪性リンパ腫		松江		
88.9.2 / 81.12.26	支給	慢性骨髄性白血病	11ヶ月 40mSv	富岡	福島第一	配管腐食防止作業
92.12.1 / 94.7.27	不支給	急性骨髄性白血病		神戸西		
92.12.14 / 94.7.27	支給	急性骨髄性白血病	87.7-92.12 5年5ヶ月	神戸西	玄界・大飯・高浜	定期検査作業
93.5.6 / 94.7.27	支給	慢性骨髄性白血病	81.3~89.12.8 8年10ヶ月 50.63mSv	磐田	浜岡	計測装置点検作業
96.5.27 /	不支給	再生不良性貧血		富岡		
97.5.16 /	不支給	慢性骨髄性白血病		富岡		
98.12.22 / 99.7.30	支給	急性リンパ性白血病	87.12~97.1 約12年 129.8mSv	日立	福島第一、東海、 島根	日立市電機メーカー作業員・装置点検従事 人間ドックで発見
99.10.20 / 99.10.26	支給	急性放射線症	1~4.5Sv	水戸	JCO東海事業所	臨界事故被曝
99.10.20 / 99.10.26	支給	急性放射線症	6.0~10Sv			
99.10.20 / 99.10.26	支給	急性放射線症	16~20Sv			
99.11.20 / 00.10.24	支給	急性単球性白血病	88.10~99.10 約12年 74.9mSv	富岡	福島第一・第二、 東海第二	配管・架台・構造物等の溶接作業に従事 自ら受診
03.1.31 / 審査中		多発性骨髄腫	77.10-82.1 4年3ヶ月 70mSv	富岡	福島第一、浜岡	濃縮廃液系配管・格納容器内定検作業